



2025 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 東都水産株式会社
代表者名 代表取締役社長 久我 勝二
(コード番号 8038 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部門担当 細野 雅夫
(TEL 03-6633-1003)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年4月22日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2025年4月22日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議したところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年5月28日から2025年6月16日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年6月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年4月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

（1）併合する株式の種類

普通株式

（2）併合比率

当社株式について、1,400,000株を1株に併合いたします。

（3）減少する発行済株式総数

3,965,187株（注1）

（注1）「減少する発行済株式総数」は、第77期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数(4,026,000株)から、2025年4月22日開催の取締役会において、2025年6月18日付で消却することを決議した自己株式数60,811株（2025年4月11日現

在当社が所有する自己株式47,911株及び2025年6月18日までに当社が無償取得する予定の当社の「株式給付信託（BBT）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式12,900株の全部に相当）を除いた株式数を前提としております。

（４）効力発生前における発行済株式総数

3,965,189株（注２）

（注２）当社は、2025年4月22日開催の取締役会において、2025年6月18日付で自己株式60,811株（2025年4月11日時点において保有する自己株式47,911株及び2025年6月18日までに当社が無償取得する予定の当社の「株式給付信託（BBT）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式12,900株の全部に相当）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

（５）効力発生後における発行済株式総数

2株

（６）効力発生日における発行可能株式総数

8株

（７）１株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

（ｉ）会社法第235条第１項又は同条第２項において準用する同法第234条第２項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、合同会社麻生東水ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、１株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる１株未満の端数については、その合計数（その合計数に１株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却については、当社株式が2025年6月17日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと等を踏まえ、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第２項の準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しています。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である2025年6月18日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が2025年2月5日から2025年3月21日まで実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式１株当たりの買付け等の価格と同額である7,500円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

（ii）売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

合同会社麻生東水ホールディングス（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、麻生からの借入れに関する2025年2月4日付融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、公開買付者による端数相当株式の買取りに係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年6月下旬頃を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年7月中旬頃を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、当該許可取得から2ヶ月程度を目途に、順次、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付することを予定しております。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われる見込みであり、また、当該売却によって得られた代金の株主の皆様への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025年4月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年6月19日に効力が発生するものといたします。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は8株となります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）及び定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2025年5月28日（水）
整理銘柄指定日	2025年5月28日（水）（予定）
最終売買日	2025年6月16日（月）（予定）
上場廃止日	2025年6月17日（火）（予定）
株式併合の効力発生日	2025年6月19日（木）（予定）

以上